

	公益信託への適用の有無	一般の信託を設定した場合に、信託管理人が信託法第125条第1項に基づき有する権限		遺言による目的信託を設定した場合に、信託管理人が信託法第145条第2項に基づき有する権限(信託行為の定めによる制限不可)	
		権利の内容	信託法上の根拠規定	権利の内容	信託法上の根拠規定
受託者の監督に係る権利(信託行為の定めによる制限不可)	要検討	信託法の規定による裁判所に対する申立権	第92条第1号		
	○	遺言信託における受託者の信託の引受けの催告権	第92条第2号、第5条第1項		
	○	信託財産への強制執行等に対する異議申立権	第92条第3号、第23条第5項、第6項	信託財産への強制執行等に対する異議申立権	第145条第2項第1号、第23条第5項、第6項
	○	強制執行等に対する異議に係る訴えで勝訴した場合における必要な費用の支払請求権	第92条第4号、第24条第1項		
	○	受託者等の権限違反行為の取消権	第92条第5号、第27条第1項及び第2項(これらの規定を第75条第4項で準用する場合も含む。)	受託者等の権限違反行為の取消権	第145条第2項第2号、第27条第1項及び第2項(これらの規定を第75条第4項で準用する場合も含む。)
	○	受託者の利益相反行為に関する取消権	第92条第6号、第31条第6項、第7項	受託者の利益相反行為に関する取消権	第145条第2項第3号、第31条第6項、第7項
	○	信託事務の処理の状況についての報告請求権	第92条第7号、第36条		
	○	帳簿、信託事務の処理に関する書類又は信託財産の状況に関する書類の閲覧等請求権	第92条第8号、第38条第1項、第6項	帳簿、信託事務の処理に関する書類の閲覧等請求権	第145条第2項第5号、第38条第1項
	○	受託者の任務違反行為等に対する損失てん補等請求権	第92条第9号、第40条	受託者の任務違反行為等に対する損失てん補等請求権	第145条第2項第7号、第40条
	○	受託法人の理事等に対する損失てん補等請求権	第92条第10号、第41条	受託法人の理事等に対する損失てん補等請求権	第145条第2項第8号、第41条
	○	受託者の信託違反行為の差止請求権	第92条第11号、第44条	受託者の信託違反行為の差止請求権	第145条第2項第9号、第44条
	○	信託違反行為の差止請求に係る訴えで勝訴した場合における必要な費用の支払請求権	第92条第12号、第45条第1項		
	○	前受託者による信託財産の処分行為の差止請求権	第92条第13号、第59条第5項	前受託者による信託財産の処分行為の差止請求権	第145条第2項第11号、第59条第5項
	○	前受託者の相続人等又は破産管財人による信託財産の処分行為の差止請求権	第92条第14号、第60条第3項、第5項	前受託者の相続人等又は破産管財人による信託財産の処分行為の差止請求権	第145条第2項第12号、第60条第3項、第5項
	○	前受託者による信託財産の処分行為の差止請求に係る訴えで勝訴した場合における必要な費用の支払請求権	第92条第15号、第61条第1項		
	○	新受託者への就任の承諾の催告権	第92条第16号、第62条第2項		
	×	受益権を放棄する権利	第92条第17号、第99条第1項		
	×	受益権取得請求権	第92条第18号、第103条第1項、第2項		
	○	信託監督人への就任の承諾の催告権	第92条第19号、第131条第2項		
	×	受益者代理人への就任の承諾の催告権	第92条第20号、第138条第2項		
×	受益証券発行信託における受益権原簿記載事項を記載した書面の交付等請求権	第92条第21号、第187条第1項			
×	受益証券発行信託における受益権原簿の閲覧等請求権	第92条第22号、第190条第2項			
×	受益証券発行信託における受益権原簿記載事項の記載等請求権	第92条第23号、第198条第1項			
×	限定責任信託における受益者への違法な給付に係る金銭のてん補等請求権	第92条第24号、第226条第1項	限定責任信託における受益者への違法な給付に係る金銭のてん補等請求権	第145条第2項第13号、第226条第1項	
×	限定責任信託における受益者への給付により欠損が生じた場合に係る金銭のてん補等請求権	第92条第25号、第228条第1項	限定責任信託における受益者への給付により欠損が生じた場合に係る金銭のてん補等請求権	第145条第2項第14号、第228条第1項	
×	会計監査人設置信託における損失てん補請求権	第92条第26号、第254条第1項	会計監査人設置信託における損失てん補請求権	第145条第2項第15号、第254条第1項	
○			裁判所に対する検査役選任申立権	第145条第2項第10号、第46条第1項	

	公益信託への適用の有無	一般の信託を設定した場合に、信託管理人が信託法第125条第1項に基づき有する権限		遺言による目的信託を設定した場合に、信託管理人が信託法第145条第2項に基づき有する権限(信託行為の定めによる制限不可)	
		権利の内容	信託法上の根拠規定	権利の内容	信託法上の根拠規定
信託に関する意思決定に係る権利	○	信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割に係る協議	第105条第1項、第19条第1項第2号、第3項第2号 ※信託法第105条第1項については、以下の項目も共通であることから、記載を省略		
	○	受託者の利益相反行為又は競合行為についての事前の承認	第31条第2項第2号、第32条第2項第2号		
	○	受託者の利益相反行為に対する追認	第31条第5項		
	○	受託者の競合行為について信託財産のためにされたものとみなす権利の行使	第32条第4項	受託者の競合行為について信託財産のためにされたものとみなす権利の行使	第145条第2項第4号、第32条第4項
	○	受託者の損失でん補責任等の免除	第42条		
	要検討	受託者の辞任の同意	第57条第1項		
	要検討	受託者の解任の合意	第58条第1項		
	要検討	新受託者の選任の合意	第62条第1項		
	○	前受託者、前受託者の相続人等又は破産管財人が新受託者への信託事務の引継ぎの際に行う信託事務に関する計算に対する承認	第77条、第78条		
	○	信託監督人及び受益者代理人に関する辞任の同意、解任の合意、新信託監督人又は新受益者代理人の選任、信託監督人又は受益者代理人による事務の終了に対する同意	第134条第2項、第141条第2項、第135条第1項、第142条第1項、第136条第1項第1号、第143条第1項第1号		
	要検討	信託の変更の合意等	第149条第1項、第2項第1号、第3項		
	要検討	信託の併合の合意	第151条第1項、第2項第1号		
	要検討	信託の分割の合意	第155条第1項、第2項第1号、第159条第1項、第2項第1号		
	要検討	信託の終了の合意	第164条第1項		
	○	清算受託者がその職務の終了の際に行う信託事務に関する最終の計算に対する承認	第184条		